

年	基	人	向	財	務	省	告	示	
十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
の第適初發行利子の以適後	利期利子格	額最低額面金	用振替法の適	法條項及びそ	發行根拠	號名稱及び記	人向	務省令第六十	年財務省告示第十二号
子年計當算期間開始日前に行われた、利	額面成二十・五百円にセント百円十五日	額の記載法の整數又は倍は規定の記録による金額は、による最低額面金と	額の定義以下「振替法」の適用を受けるものとし、その規	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）	九年法律第二十三号（平成十六年四月三十日施行）	特別十年会計（第八十回）	個人向け利付国庫債券へ変動	大臣麻生太郎	人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年五月十五日施行）
利利払期における利	額面成二十八・五百円にセント百円十五日	額の記載法の整數又は倍は規定の記録による金額は、による最低額面金と	額の定義以下「振替法」の適用を受けるものとし、その規	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）	九年法律第二十三号（平成十六年四月三十日施行）	特別十年会計（第八十回）	個人向け利付国庫債券へ変動	大臣麻生太郎	人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年五月十五日施行）

用
利
率

発行から償還までの期間が九年

十一
初
期
利
子

十二

十六十五十四十三
拏込場所 償還金額 期限

平成三十八年十二月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十八年十二月十五日
日本銀行の本店又は支店

額面金額 × $\frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$
毎年六月十五日及び十一月十
日を支払期とし、各支払期に
いて、その日以前六月間に属
する利子として、次の算式によ
り算出した金額を支払う。
$$\text{額面金額} \times \frac{\text{第十号に規定する第一期}}{\text{以後の利子の適用利率}} \times \frac{1}{2}$$

中途換金の取扱い

(一) 中途換金の買取りは、平成二十九年十二月十五日以後において次式により算出した金額とする。
 平成三十九年十二月十五日から平成三十年六月十五日前までの間の場合
 額面金額 + 経過利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)
 平成三十一年六月十五日以後の場合
 額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十一号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改定する特別障害者扶

（二）
（一）金額を有する個人が、災害救助法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九条第一項の規定による救助（該市にあつては、当該市又は当該都市に区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第六十七号）による救助）の区若しくは総合区と二月十五日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出したたる額とす。前までの間の場合の額は、平成二十九年六月十五日から平成二十九年十二月十五日までの間の場合の額に相当する。
$$\text{額} = \frac{\text{額}}{100} \times (1 - \frac{79.685}{100}) + \text{経過利子}$$

（二）
（一）の額に相当する金額を有する場合の額は、平成二十九年六月十五日前の額に相当する金額十経過利子に相当する金額一経過利子に相当する金額十経過利子に相当する金額。

十九

払元
場利
所金
支

日本
銀行